

徳島大学病院卒後臨床研修センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学病院規則第13条の規定に基づき、徳島大学病院（以下「病院」という。）の卒後臨床研修センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、卒後臨床研修に関する業務を一元的に処理し、卒後臨床研修の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 卒後臨床研修プログラム（以下「プログラム」という。）の作成に関すること。
- (2) 研修医及び研修歯科医（以下「研修医等」という。）の募集並びに登録に関すること。
- (3) 研修医等に係る連絡・照会等の対応に関すること。
- (4) 卒後臨床研修の実施に関すること。
- (5) 卒後臨床研修の実施過程におけるプログラム管理に関すること。
- (6) 研修医等並びに研修指導医及び研修指導歯科医（以下「研修指導医等」という。）の評価に係る業務に関すること。
- (7) 研修協力病院及び研修協力施設との連絡調整に関すること。
- (8) 研修指導医等の育成と指導体制の構築に関すること。
- (9) 専門医研修及び卒前教育との連携に関すること。
- (10) その他卒後臨床研修に係る業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長（医科診療部門担当）及び副センター長（歯科診療部門担当）
- (3) 教員
- (4) 事務職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、病院の教授（病院に併任された大学院教授を含む。）のうちから、病院運営会議の議を経て、病院長が命ずる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長が指名する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、副センター長（医科診療部門担当）は、医科診療部門の業務を、副センター長（歯科診療部門担当）は、歯科診療部門の業務を担当する。

5 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターに関する重要事項を審議するため、卒後臨床研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長（医科診療部門担当）及び副センター長（歯科診療部門担当）
- (3) センター教員
- (4) 医科系の教員 若干人
- (5) 歯科系の教員 若干人
- (6) その他センター長が必要と認める者

2 前項4号から6号までの委員は、病院長が委嘱し、又は命ずる。

第8条 前条第1項4号から6号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

第12条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第13条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

2 徳島大学医学部附属病院卒後臨床研修センター規則（平成14年7月18日医学部附属病院院長制定）は、廃止する。

3 この規則施行後、最初に命ぜられるセンター長、副センター長及び第7条に規定する各委員会委員の任期は、第5条第5項及び第9条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月16日改正）

この規則は、令和5年11月16日から施行する。